

令和6年第2回定例会都市経済委員会会議録

令和6年6月19日  
10時00分～11時42分  
全員協議会室

出席者氏名

大野みどり	委員長	札幌	章俊	副委員長
藤木 妙子	委員	油原	信義	委員
後藤 敦志	委員	寺田	寿夫	委員
鴻巣 義則	委員			

執行部説明者

副市長	木村 博貴	市民経済部長	菅沼 秀之
都市整備部長	落合 勝弘	市民経済部次長兼商工観光課長	服部 淳
都市整備部次長	橘原 剛	市民窓口課長	持田 優
地域づくり推進課長	鴻巣 倫子	都市計画課長	仲村 真一
道路公園課長	渡辺 一也	下水道課長	石井 孝幸
市民窓口課長補佐	富樫 祐子（書記）		

事務局

主査	深沢伸一郎	主査	森下 由佳
----	-------	----	-------

議題

議案第6号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第14号 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について

議案第15号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 市有財産の取得について

議案第18号 市有財産の取得について

議案第20号 市道路線の認定について

議案第21号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項

報告第4号 専決処分承認を求めることについて（令和5年度龍ヶ崎市一般会計

補正予算（第10号）の所管事項

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

○大野委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして皆様に申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより、都市経済委員会を開会します。本日、ご審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました議案第 6 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 20 号、議案第 21 号の所管事項、報告第 4 号の所管事項、報告第 5 号の 9 案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、本日の委員会より試行的な取り組みとして、ユーチューブでのライブ配信を行いますので、ご承知置きくださいますようよろしくお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第 6 号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

はい、それでは議案書の 19 ページをお開きください。

議案第 6 号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について、こちらは、5 月 30 日に開催されました全員協議会でご説明した内容となりますが、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末、いわゆるマルチコピー機で交付できる住民票の写しや、印鑑登録証明書などの証明書の手数料の金額を、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで一通あたり 10 円とするため、龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正するものでございます。

これはマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で交付する住民票の写し等の証明書の手数料を、インパクトのある金額に減額することで証明書のコンビニ交付サービスをより多くの市民の方々に知っていただき、利便性を実感してもらうことにより、自治体窓口の DX の推進、窓口の混雑緩和、業務の効率化、並びにマイナンバーカードの利用普及促進につなげることを目的として行うものでございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

期間は令和7年9月30日までということですね。10円で。令和7年10月1日以降は従来の200円に戻る。もっと100円とか、50円とか、150円とか、もうちょっと安くするというようなお考えはあったのでしょうか。そのあたりについてのお考えはいかがでしょうか。

○持田市民窓口課長

お答えします。

今の予定では、令和7年の10月1日からは、現在と同じ200円に戻す予定ではあります。その時の状況によりまして、検討は必要になってくるのかなとは考えております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

手数料を決定する際に、内部組織でつくる手数料使用料の改定検討委員会、この中での議論はどういうものがあつたのかということ、手数料を審議される際に、原価の計算書なども資料として提出されると思うのですけれども、コンビニ窓口で交付する場合の原価と、窓口で交付する際の原価が分かれば、細かい数字で申し訳ないのですが教えていただければ。

○大野委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

お答えします。

手数料検討委員会で諮った時の意見としては、やはり龍ヶ崎市の市民窓口課は他の自治体に比べて混雑しているという状況もみなさん把握していますので、是非やってみたらどうかというような前向きな意見が多数ありました。

コンビニ交付の原価については、一通あたりおよそ1,000円かかっています。その内容については、住民基幹系システムの使用料であるとかJ-LIS(ジェイリス)へ払っている使用料とか、後は人件費などもろもろ含めると一通あたり1,000円程度かかっている計算になっています。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

はい、ありがとうございます。

原価がそれだけかかっている中で、一年間が過ぎたからといってそこまで安くすることはできないのかなということで承知いたしました。

ただちょっと今お話しいただいたコンビニ交付で1,000円程度かかるということで、ほかの自治体の資料を見ているのですが、例えば、西東京市の令和3年度の手数料原価計算だとJ-LIS(ジェイリス)の使用料が117円と一緒にすけれども、その他が使用料賃借料ということで、コンビニ交付機のリース料が113円、戸籍機器リース料が163円、保守委託95円、運営負担費162円で、650円ぐらいというところで。もう一か所、印西市でも660円程度になっているのですけれども、当市は1.5倍ぐらいの原価になってしまっているのですが、その違いという

のはあるのでしょうか。

○大野委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

手数料検討委員会の資料の中で、経費として見込んだものとしては、住民基幹系システムの経費とコンビニ交付するにあつた J-LIS(ジェイリス)に負担金を支払っているのですが、あとは先ほど申しあげました一通あたりの手数料 117 円を、コストとして計上してそういう中で一通あたり 1,000 円となっております。

○大野委員長

他にありませんか。

油原委員。

○油原委員

今回の手数料が 10 円でコンビニ交付していくということですが、基本的に目的は本庁等の窓口の混雑緩和だけなのか、マイナンバーカードの普及ということも考えているのかお伺いをいたします。

○大野委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

はい、お答えいたします。

先ほど部長からも説明がありましたとおり、窓口の混雑緩和はもちろんそうなのですが、コンビニ交付ということで、マイナンバーカードは現在、龍ヶ崎市民の方の約 8 割の方がお持ちいただいているんですけれども、その中でも実際窓口で交付される方が約 7 割以上おります。そういった状況から、インパクトのある金額にすることによってマイナンバーカードの利活用という形で進めまして、更にはマイナンバーカードの普及促進に繋がたいというように考えております。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

すでに実施している他市町村もあると思うのですが、現実的に目的とする効果は表れているのか。そういう調査をしているのかをお伺いします。

○大野委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

はい、お答えします。

県内自治体、稲敷市・つくば市・古河市で先行してやられているんですけども、状況を確認しております。まず稲敷市ではコンビニ交付が 15%から 28%まで約 2 倍に増加したということです。窓口の来庁者の数も以前より減っているというようなことでした。

つくば市につきましては、コンビニ交付と窓口交付の交付割合が 4:6 から 6:4 に逆転したそうです。10 円のキャンペーンが終わった後の状況に変化はなく、10 円効果はかなりあったという回答をいただいております。

古河市では、コンビニ交付率が令和4年4月1日までは月平均 1,800 件だったんですけども、期間中は月平均 4,000 件と約 2 倍になったという結果が出ております。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

[発言する者なし]

○大野委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 6 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 14 号 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 14 号 龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する議案書の 34、35 ページをお開きください。

これは令和 5 年 10 月 1 日に道路運送法が改正され、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、同法第 9 条第 4 項において規定された者を構成員とする協議会、運賃協議部会において協議を経た後届け出を行うことが規定されたことに伴い本条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、一点目は、改正前条例第 2 条第 1 号に規定する運賃料金等について切り分けをし、改正後条例第 2 条第 2 号において旅客運送にかかる運賃及び料金の協議に関することを規定いたします。

二点目が、第 7 条を第 8 条に繰り下げし、新たに第 7 条において運賃協議部会に関する規定を設けております。第 7 条第 1 項は運賃協議部会を置くことの規定、第 2 項は運賃協議部会は道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会とする旨の根拠規定、第 3 項は運賃協議部会に属する委員に関する規定でございます。委員につきましては、関東運輸局茨城県運輸支局当該運行事業者、公募の市民三名、本市職員、部長を考えております。第 4 項は部会長に関する規定として部会の会長として本市の職員を充てる、第 5 項は運賃協議部会の会議に関する準用規定になってございます。

なお、本条例は交付の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札幌委員。

○札幌委員

確認なんですけど、これは関東鉄道バスですとか、市内の民間バス事業者が運賃を上げるとなった時には、必ず事前に運賃協議部会で説明があって、その承認を得るということによろしいでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

この度の運賃協議会の対象となる運賃は、協議運賃というものになりますので、いわゆる本市で言うとコミュニティバス、乗り合いタクシー、今後はAIを予定しております。従いまして、関東鉄道等の路線バスは運賃としては実施運賃というものになるのですけれども、そういったものについてはこれまでどおり届け出でできるというものになっております。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

これまでどおりということは、市の方には連絡がなくても独自で運賃改定ができるということでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

できるのですけれども、事前にそのような時にはお話があるというか情報の意見交換などしているところはございます。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

関東鉄道のバスが減便になりましたよね。その時には、協議会への連絡などが一切なく、いきなりだったと思うのです。市民としても寝耳に水と言いますか、青天の霹靂と言いますか、知らない時に。民間ですので民間事情も分かるのですが、事前相談があって、特に運賃などに関しましては、前もって市民に通告とか連絡が行きわたるようなところについて、気を遣っていただきたいと思うのですけれども、そこらへんは、もう少し強く言えるようなものなのではないでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

路線バス運行、あとは竜ヶ崎線を運行しています関東鉄道さんとは、月に一度程度必ず協議をしている席があるので、そのあたりについてはなるべく市民に迷惑をかけないように事前にやってくれとは言えるのですが。なかなか僕らの運賃ではないので、難しいところがございます。

12月の運賃改正の時には、一週間程度前だったと思いますが、確かな期間は覚えていませんけれども、事前にホームページなどで公表して、何日前からは忘れてしまいましたけれども、事前にバス停に掲示するというふうな案内をしたところがございます。引き続き協議の中でお話はしていきたいと思います。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

今言ったようなことで承知しますからもう言いませんけれども、せっかくある運営協議会ですので、うまく連携をよろしく願いいたします。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけお聞かせいただきたいと思います。

道路運送法第9条第5項の規定に関連する質問で、本会議質疑でもすでになされたところですが、住民利用者・その他利害関係者の意見を反映するための措置についてというところで、本会議質疑での答弁では、りゅうほ一・市政広報紙・ホームページへ掲載して意見聴取するということでした。

国土交通省の資料によると、法令上「第9条5項による公聴会は例示に過ぎないので、住民利用者・その他利害関係者に広く意見を求める手法であれば、以下の手法での意見聴取も可能です」ということで、一番目にパブコメ、二番目に市政広報紙、三番目に自治会への説明、四番目に業界団体を通じた事業者説明ということで、国からも示されているのですけれども、今回市政広報紙やりゅうほ一での意見聴取ということに決めたのは、スケジュール的な問題もあるのでしょうか。

これまでは、こういった形で審議会等で市民から意見を聴取して、審議会でご審議いただくときは、基本的には当市ではパブリックコメントを行ってきたと思うのですが、今回はパブコメではなくてりゅうほ一やホームページでの意見聴取としたことの方ではどういったことなのかを教えてください。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

特に「だからパブコメではない」ということはないです。実績的にはパブコメと同様なものをや

っていて、やろうと思っています。今後7月に入って、運賃体系等々をホームページ等々で広報して、その後ご意見をいただき、それについて個別の回答はしないのですが、運賃協議会においてどういったご意見があったかというのを出して、運賃の参考意見とさせていただきますというように国土交通省には確認して、これで大丈夫だということで了解をいただいています。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

今課長からパブコメとほぼ同様だということであったのですが、私が今一番気にしていたのはパブコメとの違いというところで、執行部として意見を付けるか付けないか。いただいたご意見に対して、市として行政としての考え方を付して審議会で議論をしていただくのかというところが一番の違いで、そこが重要ななと思っていましたので。私としては少しスケジュール的には厳しいのかもしれませんが、行政として市としていただいたご意見にはしっかりと考え方をまとめたうえで運賃協議会へ諮ったほうがよろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

当然、運賃協議会へ諮るときには今回の料金設定のあり方についての考え方というのは、こちらがお示ししないと運賃協議会での議論ということにはならないと思いますので、やっていこうと考えております。ただ、運賃協議会の意見はどういうのが出るのかと。高いんじゃないの、安くしてくれというところが、ほぼほぼそういうところが出てくるのではないかなとは思っていますので、そのあたりについての対応というのは、考え方を示して報告していきたいなというふうに思っております。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大野委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第14号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第15号 龍ヶ崎市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 15 号 龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の 36 ページをお開きください。

これは、本市龍ヶ崎市庁舎等の開庁日及び開庁時間を定める規則の制定が予定されていることに伴いまして、市役所本庁舎等の開庁時間が午前 9 時から午後 5 時までとなりますことから、本市駐輪場の利用登録に関する受付時間についても、これに合わせるものでございます。条例につきましては、第 6 条第 3 項において、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分を午前 9 時から午後 5 時に改正するものでございます。なお、令和 6 年 10 月 1 日からの全庁的な窓口受付時間の見直しが予定されておりますことから、本条例につきましてもこれに合わせて、令和 6 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

○大野委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 15 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 17 号 市有財産の取得について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 17 号 市有財産の取得についてでございます。

議案書 38 ページから 39 ページ、及び参考資料の 1 ページをお開きください。

龍ヶ崎市森林公園用地として土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。龍ヶ崎市森林公園用地につきましては、9 名の地権者と土地賃貸借契約を締結し、土地を借り受けて公園として整備運用をしているところでございます。

現在、森林公園整備運営事業にて、公募設置管理制度パークPFIを活用しまして、民間事業者と基本協定及び実施協定を締結し、公園整備工事を進めているところでございます。事業者との協定期間は最長で 20 年間と長期間にわたるため、今回の公園整備とあわせまして、森林公園の用地を取得するものでございます。

取得する用地につきましては、土地の所在が龍ヶ崎市泉町字池ノ台 1958 番外 26 筆、合計面積は 13 万 299 平方メートル。取得価格の総額は、3億 4,763 万 9,690 円。契約の相

手方は木村充夫他 8 名の地権者となります。買い取り買収箇所及び買収用地の内訳につきましては、参考資料のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○大野委員長

はい、執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけ確認させてください。今回土地全部で 27 筆ということなんですけども、27 筆の鑑定評価額、売買価格っていうのを全部平米当たり同じということによろしいでしょうか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

土地の価格設定においては、令和 5 年度に土地評価というものと、不動産鑑定というものを、この二つをかけております。土地評価というのは、標準地を近隣に設定しまして、取引した事例をもとに金額を設定します。その標準地に対して、要するに、道路の県道に面している土地かどうか、道路が接しているかどうか、今ある森林公園の用地の盲地であれば金額が下がったり、標準値を 100 とするとそれが 70%になったりとか、また、道路が広いところに接していたり間口が広がったりすれば、それは 110%になるとかっていう比準の評価をします。そうしまして標準地に批准をかけまして、単価を設定していきます。単価を設定する際には同じではなくて、そういう差がございますので、多少の差はございます。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

具体的に地目もちょっと違いますし、接道条件も違うので当然評価額って変わってくると思うんですけど、その 27 筆の評価額っていうのを私たち議会の方にお示しいただくことは可能ですかという点と、あともう一点、20 筆ぐらいが山林だったと思うんですけども、確認なんですけど、この山林の分類としては、固定資産税評価額上から市街地山林ということなんですよね。

ちょっとその辺教えてください。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

まず土地の価格の公表ということでございますが、現在、まだ仮契約中でございますが公表は難しい状況でございます。あと山林ということでございますけど、山林については基本的には市街化調整区域というところの山林という扱いになります。以上でございます。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

早く買い取ってくれればいいなと思って。いつまで借りていてもしょうがないからね、昔から言っていたことなので。一つ、今後藤委員からもあったけども、山林とか雑種地とか原野とかありましたよね。駐車場の部分は何になっていたんですか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

第1駐車場の部分に関しては山林と畑。雑種地と原野となっているものが第2駐車場になります。以上です。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

はい、では建物を建てたところは何になっているんですか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

基本的に山林です。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

これから建物も建てる、駐車場も作るそうする場合、地目とかそういうのはどういうふうに予定してますか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

基本的には買収しますので、まず市の名義になるということと、公園という形になるかと。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

PFIだからパシフィックネットワークになるから、そういうもっとも、すべて市が買い取り市のものだから、そちらとは関係ないっていう意味で理解していいのですね。わかりました。

それと評価額の件なんだけど、私は貝原塚に住んでいて、県道沿いも売りに出ていたり、売るとかやっているけど、宅地でもね。それ山林で今ちょっと計算したら8万近く。もちろん売った買っただから、それは色んな金額があるし当然だと思うけども。ただ参考意見としてね。ただその先のところ、貝原塚から先の地目なので。売った買ったの話だからお互いに納得しないといけないのだから。一応参考意見として、宅地でうちの方は今県道沿いでも5万円くらいだよ。そ

れでも買ってくれればいほう。参考意見です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大野委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 17 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大野委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 18 号 市有財産の取得について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 18 号 市有財産の取得についてでございます。

議案書 40 ページ及び参考資料 41 ページから 44 ページをご覧ください。

龍ヶ崎市森林公園整備運営事業について、事業者が整備した特定公園施設について譲渡により取得をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるところでございます。森林公園整備運営事業につきましては、パークPFIを活用し整備を行っているところでございます。

公募により決定した事業者により、現在、公園整備工事を実施しているところでございますが、事業者が整備する公園施設のうち特定公園施設につきましては、整備費用の 90%以下かつ上限額 3 億 2,100 万円を負担金として、本市が負担することとして基本協定及び実施協定を締結しており、完成後は本市へ譲渡されるものでございます。

事業者から譲渡される公園施設につきましては、参考資料の龍ヶ崎市森林公園、特定公園施設譲渡物件一覧のとおりでございます。

なお、負担金につきましては、国庫補助金、社会資本総合整備交付金を活用するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

鴻巣委員。

○鴻巣委員

契約書の差し替えが議会でありましたけど、その中でこの契約書の甲と乙が違ってるっていうことで変更しましたよね。それでその新しい契約書について金剛寺委員の質疑の中で、6 月 11 日に甲と乙が間違っていることに気がついた。6 月 13 日に契約をし直したっていうことですよ。6 月 13 日に契約し直したっていうわりには、この令和 6 年 4 月 11 日という日付になっているのですよね。ですから、この日付、実際は 6 月 13 日に契約してるのに、遡って契約とい

うのは大丈夫なんですか、できるんですか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

訂正につきまして、今も議員さんからお話がございましたが、ちょっとご説明させていただきたいと思います。6月11日に訂正が発覚いたしまして、6月12日に事業者との協議を行ったということでございます。協議の内容でございますが、訂正でも出てますが、「甲から乙」を「乙から甲」という部分を訂正しております。

また、事業者との協議の中で実際に契約書を訂正する場合には、捨印を使ったりとか訂正印であったりというやり方と、実際は違うものという二つのものがあると思うんですけども、今回はそのような訂正印でなくて、差し替えという形を取らせていただきました。

また、訂正した本契約については、訂正前の日付でいきましようということで、事業者との協議を行った部分がございます、そこで合意をしましたのでこの日付にさせていただいたということでございます。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

事業者との協議の結果、その日付でいきましようということなんですね。私が聞いているのは行政文書・公文書ですよ。議案に付託されているのですから。その日付を二者で協議してそれでいいんですかってことなんです。法制とか契約審査とかに相談して、そういうことをやって本当にこれ有効なんですかっていうこと。例えば、税金払って延滞金がついてから「何日に払ったようにしてくれよ、日付直してくれよ」ということはあり得ないしできないのに。新しい契約書ですからね、印鑑の位置が違いますから。パシフィックの金丸さんの名前のところに掛かっている印鑑が新しいものにはちょっと離れたところに押しているんですけど、まるっきり新しい契約書ですからね。だから、もし本当にそれを行政でこれをやっていいのか、法律的に大丈夫かっていうことだけをちょっと教えてほしいです。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

基本的には契約書は双方の協議ということが大前提ということになりますので。

その中で協議したということですので、正当なものだということで判断させていただいております。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

契約は事業者同士の合意といいますか、その契約っていうのは合意形成ということだとは思

います。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

反対しているわけじゃないからね。やってもらってもこれでいいのだけれども、行政文書としてこういうこともいいのか。契約書を扱っている人・知っている人に聞いたら、こういう場合は大概「覚書書」とか「変更合意書」を作るということで。そうすれば日付はした日で。遡っちゃうってことは、前の文書は破棄されて、これがなっちゃうこのことでいいのか、法制が契約検査課へ行って聞いてください。それによって賛成するか反対するか違っちゃう。これが行政文書として正しいのかどうか。ちょっと休憩してもらっていいでしょうか。委員長に話して。正当な理由があれば、本当に気持ちよく賛成するし、わかったとなるので。

○大野委員長

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

今回の仮契約書の訂正につきましては、事務の手続き上、私ども執行部で訂正の仕方を市と事業者と協議をした上で、総務部の法制担当とも直し方について確認をさせていただきました。そして、このような全部を差し替えるというような形で確認できましたものですから、それをもって訂正の仮契約書を提出させていただいたというような経緯がございます。

日付につきましては、基本的に先ほど橘原次長からお話がありましたとおり、契約書について双方協議をして、合意をした上でどういうふうに直すか、日付についてはどのようにするかというような協議も事前に行いましたので、それを尊重して当時の令和6年4月11日の日付とさせていただいたところでございます。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

ずれている、これとはずれているのだけれど。日付を遡って契約することは法律的・法制的にいいのですかっていうことを私は聞いてるんです。新しく契約し直すってことは構わないし、その時点で6月13日で契約し直せば何の問題もないし、わかりましたって言うんだけど、4月11日に遡って6月13日に契約することができるんですかってことだけなんです。難しいことじゃないんで。

○大野委員長

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

日付の件につきましては確認をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○大野委員長

暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○大野委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

先ほどのご質問に対する回答でございます。今ほど、法制担当部署の方で確認をして参りました。今回の仮契約書の訂正につきましては、内容的にあくまでも文言の修正のみで目的や内容・金額の修正をしていることではないため、新たな契約書については有効という判断でございます。従いまして日付の遡及につきましては、契約上違法は認められないということでございます。以上でございます。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

金額ではないし、日付はそのままでもいいという答えなんですね。まるっきり新しい契約書かと思って、ハンコの位置やなんかも違っちゃってるから。でも、それでもいいということだったら私は別に何の問題もないんですけども。ちょっとやっぱり今回お粗末というかちょっとね、本当に契約書そのもの取りかえるってことは、普通はあり得ないから。「覚書」とか「契約変更書」とかなんかでやってさざっとやれるように。こういう問題にならないようにね。契約を変更する場合はやっぱりある程度、二者とかじゃなくて法律的にもよく聞いて、もし本当にこれ厳しく言ったら、公文書だからやっぱりどっかでは引っかかると思うよ。日付を変えなくてもいいって話じゃない。そんな問題ではないような気がすんだよね。私個人的に意見はね。ただ役所全体がそれでいいっていうんなら、もうこれ以上は話しませんし、わかりました。はい、結構です。

○大野委員長

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

今回の仮契約書の訂正につきましては明らかなチェックミスでございました。事務手続きの各段階において、内部のチェックが十分にできておらず、このような単純ミスを見抜けなかったことは、誠に申し訳ございませんでした。今後はしっかりと確認をして参りたいと思います。

また、再発防止を含めまして、文書法制担当課や契約事務担当課とも各段階において、確認をお願いするなどして、複数の目でチェックをすることにより、こういったミスの未然防止に努めて参りたいと思います。重ね重ね誠に申し訳ございませんでした。

○大野委員長

わかりました、よろしく願いいたします。他にありますか。

藤木委員。

○藤木委員

日付を遡って書いたというところが、常識的には考えられないんですけど。6月に訂正された

時の日付になさらなかったということは、どうしても一般常識としては信じられないんですが。これが前例となって、また過去にこういうことがあったらからいいんじゃないかっていうことはもうあり得ませんよね。今回もう二度とこういうことがないように、お願いしたいんです。よろしくお願いします。

○大野委員長

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

善処して参りたいと思います。申し訳ございませんでした。

○大野委員長

大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○大野委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 18 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大野委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第 20 号 市道路線の認定について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 20 号 市道路線の認定についてでございます。

議案書の 48 ページ及び参考資料 49 ページから 52 ページをお開きください。議案書 48 ページの表中、①でございますが、こちらは龍ヶ崎市宇寺後地内における開発行為で、宅地分譲 13 区画で整備された道路1路線。そして、②から④につきましては、龍ヶ崎市白羽4丁目地内におけます開発行為、宅地分譲 36 区画で整備された道路3路線について本市に帰属されましたことから、これを市道として認定し、適切に管理を行おうとするものでございます。認定しようとする道路の路線名、道路の起点及び終点並びに延長及び幅員につきましては、ご案内のとおりでございます。

また、認定しようとする道路の位置関係につきましては 49 から 52 ページの参考資料に記載のとおりでございます。説明につきましては以上でございます。

○大野委員長

はい、執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

○大野委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 20 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 21 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第 1 号)の所管事項について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それでは別冊の方で説明させていただきます。

別冊の 1 ページをお開きください。

議案第 21 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第 1 号)、これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 億 9,954 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 318 億 9,554 万 5,000 円とするもので、合わせて債務負担行為・地方債についても補正するものでございます。

初めに、市民経済部所管事項について説明いたします。

8 ページをお開きください。歳入でございます。

一番上の表、14 使用料及び手数料です。

目が 1 総務手数料の住民証明手数料市民窓口課取り扱い分です。

これは住民票の写し等の証明書コンビニ交付手数料を、10 月から期間限定で 10 円に減額することに伴う手数料収入の減収分です。10 月以降証明書交付全体数の 50%がコンビニ交付になることを見込んでの金額計上をしてございます。

次の表飛びまして、15 国庫支出金、目が 1 総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費でございます。これは歳出で要求しているマイナンバーカードの普及促進用のチラシ作成費用であります。個人番号カード普及促進費に対する国庫補助金です。補助率は対象経費の 10 分の 10 でございます。

次の枠の社会保障・税番号制度システム整備費(戸籍分)。こちらは今回歳出で要求しております氏名ふりがな関連の戸籍システム改修事業に対する国庫補助金です。こちらも補助率は対象経費の 10 分の 10 でございます。

続きまして 13 ページをお開きください。ここから歳出でございます。

上段の表、2 総務費、目が 1 戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修事業でございます。これは氏名のふりがな名の法制化に伴い、戸籍ふりがな名を追加するにあたり、本市に本籍がある方全員にふりがな名の確認を行う通知を作成するための戸籍システム改修費用です。なお、この通知書は、令和 7 年 5 月頃から発送を予定しています。この改修費用につきましては、歳入で計上しております国庫補助金の対象経費となっております。

次の住民記録等証明事務費です。これは証明書コンビニ交付手数料 10 円を実施するにあたり、市役所やコンビニ・金融機関等の関係場所に掲出しますPR用のポスター・のぼり旗・懸

垂幕の作成費用 17 万 1,000 円及びコンビニ交付件数増加に伴う J-LIS(ジェイリス)へ支払う証明書発行手数料の増加分 108 万 3,000 円を計上しております。

次に、個人番号カード普及促進費です。これは証明書コンビニ交付の手数料 10 円を実施するにあたり、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、チラシ作成費用を計上しております。チラシにつきましては、全戸配布する予定でございます。この作成費用につきましては、歳入で計上しております国庫補助金の対象経費となっております。

市民経済部所管につきましては、以上です。

#### ○大野委員長

落合都市整備部長。

#### ○落合都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項についてご説明をいたします。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の追加でございます。これは令和 7 年 4 月からのAIオンデマンド交通本格運行に向けて、運行事業者と運行に関する協定締結の準備期間を確保するため、令和 6 年度から令和 11 年度までを期間として、限度額を設定するものでございます。

なお、コミュニティバス運行事業と同様に、運行経費から運賃収入額を差し引いた不足額を補償金とするため、限度額につきましては、文言対応とさせていただきます。

続きまして、5ページをお開きください。

第3表地方債補正の変更でございます。地方道路等整備事業でございます。こちらは、佐貫3号線の令和5年度繰越予算分のB3工区で道路改良工事の施工管理業務及び現年度予算分のC工区で道路改良工事の積算施工管理業務、それぞれに対する市債で限度額を3億3,540万円から3億3,920万円とし、380万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。9ページをお開きください。

上から4枠目の表、諸収入の上から3段目、コミュニティバス運行事業補償金返還金でございます。コミュニティバス運行事業補償金は、運行に係る経費から運賃収入は差し引いた額を補償金として、各運行事業者に支払っているところでございますが、5月30日開催の全員協議会でもご報告をさせていただきましたが、循環ルートを運行する関東鉄道株式会社より令和3年度・令和4年度分のIC決済分の運賃収入について未計上の報告があり、市が支出した運行経費補償額に過払いが生じていることが判明いたしました。

この過払い分の返還を受けるため、431万9,000円を補正するものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

二枠目の表、市債のうち、1段目土木費債の地方道路等整備事業債でございます。こちらは5ページの第3表地方債補正でご説明をさせていただいたとおりでございます。

15ページお開きください。歳出でございます。

土木費の市道第1-380号線(佐貫3号線)整備事業でございます。これは地方債補正でもご説明をいたしました佐貫3号線の令和5年度繰越予算分のB3工区道路改良工事の施

工管理業務及び現年度予算分のC工区道路改良工事の積算施工管理業務について、当該工区は施工に際しまして、安全性の確保や地盤改良工法等においてより専門的知識を要する工事となりますことから、積算及び施工管理業務を業務委託としたいため、418万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけお聞かせいただきたいと思います。13ページの戸籍住民基本台帳費の個人番号カード普及促進費、需用費22万円ということで、全戸配布で10円になってコンビニ交付のPRのために全戸配布のチラシを作るということでしたが、このチラシの内容についてちょっとお伺いしたいんですけど。

○大野委員長

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

お答えします。

実際にはこれから検討するという形になるんですけども、今考えている内容としましては、まず10円のPRと、多機能端末マルチコピー機を使いますので、機械の操作に関するような例えば画面を入れるか、QRコードか何かでその辺を読み取って操作の方法のページへ飛ぶような形にするのか、マイナンバーカードをまだお持ちでない方もおられると思うので、マイナンバーカードの申請の方法であるとか、そういったものを載せようかなと思っております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございます。私もまさにちょっとお願いしたいなと思ったのがやっぱり機器の操作方法、これがやっぱりなかなかできない方っていうのが多いからこそコンビニ交付がなかなか進まないのかなっていう思いもあって。できればQRで飛ぶというような形じゃなくて、チラシの中でスペースの都合もあると思うんですけども、A4一面ぐらい使って機器の操作方法をわかりやすいように載せていただけると。実際に私もコンビニなんかで結構、高齢の方がマイナンバーカードを持ってあたふたして店員さんもちょっとあたふたしてるような状況をみたこともあるので、できれば利用方法をコンビニでの交付の方法がわかりやすい形のチラシになると、全戸配布したことの効果もすごく大きく出るのかなと思います。そういった形で是非作成をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

油原委員。

○油原委員

15 ページです。道路新設改良費で佐貫 3 号線について設計委託、これは従来、工法的や難易度の高いところについては、当然外注をしているということでもありますけれども、今回は施工管理まで。市役所は何の仕事をするのですか、教えてください。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

お答えします。

今年度の佐貫 3 号線事業は、隣接した二つの工区で工事を同時に行います。しかも 10 メートル以上の切土工事が発生しまして、現場の施工時の安全管理をしっかりしないといけないような事業になっております。そのため、もちろん監督員を付けるんですが、それとは別に、施工管理を茨城県の技術公社へ委託しまして、第三者の目をもって、より品質の高い現場施工を目指したいと思います。以上です。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

担当も現場を見るということですが、仕事というのは設計できない難易度の高いところの工事については委託をして、でもその設計書を読みながら、設計とおり現場がやっているかどうかというような形で仕事を覚えていくんですよ。これでは何も覚えられないでしょう。

後は、人力的な数や体制もあるんだろうというふうに思いますけれども、そういう意味では土木なりの設計の経験者は結構いっぱいいるわけだから、その意味では今度はやっぱり人事の問題ですよ。そういう経験者をきちんと揃えて全体的な工事予算をスムーズに消化していくということは、人の問題・数の問題もあるのでね。施工管理の委託というのは初めてでしょう。私は今までに聞いたことがない。ですから、その辺十分体制を整えとか、あとは仕事を覚えていくしかない。設計ができなくても、設計書を読み取って現場をどう動かしていくかとか、そういうことが大変重要なんですよ。

そういうことを踏まえて、これに対して反対とか云々はないですけども、奥には体制的な問題もあるんだろうというふうに思いますから、ここに副市長もいますから人事とかそういうこともよく踏まえてやっていただきたいなど。外注ばかりですと、金ばかりかかってしまいますよ。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

施工管理は委託しますが、丸投げではなくてあくまで監督員の方は職員が担当しますので、一緒に現場に行ったりして、現場での品質管理・現場管理のやり方の助言を受けるような業務委託になっております。

あと、去年実施しました橋梁の工事では、施工管理についても技術公社に委託をかけております。以上です。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

反発されてしまったから、橋梁は特殊でしょ。橋梁はやったことがないですから、これはプロ入れないとできないですけども。道路工事でしたらできるでしょう。特に渡辺課長あたりの力ならば何でも出来るわけですから。その辺ひとつ慎重に予算付けもね。上げればいってもんじゃないですよ。やっぱり努力をしていただきたい。以上です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大野委員長

別に無いようですので採決いたします。

議案第 21 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第 4 号 専決処分の承認を認めることについて、令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第 10 号)の所管事項について執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

議案書 93 ページ、報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

処分内容につきましては別冊にて説明いたします。

それでは別冊 33 ページをお開きください。

令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第 10 号)についてでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,908 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 309 億 791 万 1,000 円とするものでございます。

あわせて繰越明許費、地方債についても補正するものでございます。

この予算については、特に緊急を要するため市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分させていただいたものでございます。

それでは初めに、市民経済部所管の事項について説明いたします。

36 ページをお開きください。

二番目の表の第 3 表地方債補正の変更でございます。一段目のコミュニティセンター整備

費事業です。これは龍ヶ崎コミュニティセンター外壁屋根改修工事の事業費実施設計及び工事費、こちらの確定に伴う市債発行額の減額でございます。二段目の新長戸コミュニティセンター整備費につきましては、当該事業に対して発行する市債について、脱塩素化推進事業債として充当率 90%を見込んでいましたが、当該事業の中に ZEB(ゼブ)に関連しない設計内容が一部含まれていたため、その部分の対象経費を一般単独事業である充当率 75%に変更したことによる減額でございます。

続きまして 40 ページお開きください。歳入でございます。

下段の表、22 市債の目が 1 総務費債です。

こちらのコミュニティセンター整備事業債及び新長戸コミュニティセンター整備事業債につきましては、先ほどの第 3 表地方債補正変更と連動しているため同様の理由により減額したものでございます。

続いて、42 ページをお開きください。歳出でございます。

上段の表で、総務費の目が 11 コミュニティセンター費のコミュニティセンター管理費です。

こちらは、龍ヶ崎コミュニティセンター外壁屋根改修における実施設計及び改修工事費の確定に伴う不用額の減額でございます。

次の表を飛びまして、7 商工費で目が 2 商工業振興費です。

こちらは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の充当事業でありますプレミアム商品券事業の決算見込みとなり、346 万 1,000 円の不用額を、同じく地方創生臨時交付金の充当事業でございます学校給食費無償化事業に振り替えたものでございます。

市民生活部所管については以上でございます。

#### ○大野委員長

落合都市整備部長。

#### ○落合都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項についてご説明いたします。

ページ戻っていただきまして、36 ページをお開きください。

第3表地方債補正の変更でございます。

上から 4 段目・5 段目の地方道路等整備事業、排水路整備事業でございます。

4 段目の地方道路等整備事業につきましては、市道第 4-4 号線ほか 7 件の道路改良工事、市道第 1-45 号線整備事業及び市道第 1-380 号線(佐貫 3 号線)整備事業の事業費の確定に伴い、限度額を 6 億 4,100 万円から 6 億 3,720 万円とし、380 万円の減額を行ったものでございます。

続いて 5 段目の排水路整備事業につきましては、豊田地区排水路工事の工事請負費及び事業損失補償金の確定、光順田地区及び薄倉地区排水路工事の変更見込み額に合わせて、限度額を 2,730 万円から 2,020 万円とし、710 万円の減額を行ったものでございます。

続きまして、歳入でございます。

40 ページをお開きください。

上から 4 枠目の表、22 市債のうち、上から 3 段目土木費債の地方道路等整備事業債、排水路整備事業債でございます。こちらは 36 ページの第3表地方債補正でご説明をしたとおりでございます。

続きまして、42 ページをお願いいたします。歳出でございます。

一枠目の 2 総務費の表のうち、一番上の地域振興費の地域交通支援事業でございます。

これは、令和 5 年度龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策地域交通支援事業費補助金について、事業費の確定に伴い、不用額 410 万円を減額したものでございます。

同ページが一番下の枠 8 土木費の表、道路新設改良費の道路改良事業でございます。

こちらは市道第 4-124 号線、大徳町地内ほか 7 件の道路改良事業の事業費確定に伴い、不用額 224 万円を減額したものでございます。

続きましてその下、市道第 1-45 号線整備事業でございます。こちら事業費の確定に伴い、不用額 50 万 7,000 円を減額したものでございます。

続きまして 43 ページ。

一番上の市道第 1-380 号線(佐貫 3 号線)整備事業でございます。こちら事業費の確定に伴い、委託料の地盤影響調査の不用額を減額し、不足が見込まれる道路改良工事について建設事業補償金で補填をし、総じて 161 万 6,000 円を減額したものでございます。

続いてその下の枠、排水路整備事業です。

こちらは豊田地区排水路工事及び事業損失補償金の確定、光順田地区及び薄倉地区排水路工事は変更見込みに合わせて不用額 553 万 6,000 円を減額したものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[発言する者なし]

○大野委員長

別がないようですので、採決いたします。

報告第 4 号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○大野委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについて執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それでは議案書 94 ページをお開きください。

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

次のページをお開きください。

専決処分の内容でございます。

処分第 7 号 和解に関することについて

令和 6 年 3 月 13 日午後 2 時 45 分ごろ、馴染コミュニティセンター駐車場においてコミュニティセンターに配備された青色防犯パトロール車に乗車しようとしたボランティア協力がドアをあけた際、強風にあおられ隣に駐車している普通乗用車に接触させ、当該普通乗用車の左側助手席ドアを損傷させたものでございます。

この事故による損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、これを処分するものでございます。

過失割合につきましては、市が 100%。損害賠償額は 26 万 7,663 円。内訳としまして、相手方修理費が 17 万 5,263 円。代車代金が 9 万 2,400 円でございます。以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札幌委員。

○札幌委員

定例会ごとにごこういった事故の報告があつて、毎回言うのも嫌なのですけれども今回の報告 5 号ですけど 6 号にも同様のことがあつて、年間のこういったの損害賠償額っていうのがどれくらいになっているのかっていうのはわかりますか。

○大野委員長

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

全体の損害賠償額については、資料を持っていませんので現在わかりません。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

できましたら過去 5 年間ぐらいは集計をしてもらいたいです。1 年間にどれぐらいの損害賠償をこういった安易な交通事故って言いますかここで払っているのか。もちろん保険で払うから、関係ないといえば関係ないのかもしれないんですけど。職員の注意喚起もですねしっかりと徹底してもらいたい。このまま質問をしてよろしいですか。

この処理に関する担当の窓口がどこになっているのかと事故防止の注意喚起の方法等、あとその注意喚起をすることの庁内の連絡方法はどうなっているのかをお聞きしたいんですけど。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

庁内のということでちょっとお話ありましたのであれなんですけど、今回につきましては、青色パトロール車を所管しております地域づくり推進課が主導して処理を行っております。そのケー

スペースにもよるのかとは思いますが。今回の場合でしたら、こちらの所管課で対応をしております。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

担当の所管の事故・事件だけは担当課のほうで対応していると。庁内全体で集計をしてるっていうわけではないということなんですかね。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

そうですね、一般的な公用車とかの場合ですと管財課の方が所管という形になると思います。今回の場合ですと、青色パトロール車はこちらの所管課地域づくり推進課がリースで借りている物件でございますので、それもありましてこちらで対応をさせていただいたということになります。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

本当にね、そういった風にあおられてちょっとミスだっているのかもしれませんが、そういったヒヤリハットがちゃんと共有されていれば、もっとみんな気をつけてもらえるんじゃないんですかっていうことなんです。その共有を進めてもらいたいと思って、こういった質問をしてるんですけど。このあたりをよろしくお願いします。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

今回のケースは防犯パトロール、ボランティアで行ってらっしゃる方が事故を起こしてしまったという形ではあるんですけども、周知徹底して気をつけていただけるように注意喚起を行って、今後気をつけて参りたいというふうに考えております。

○大野委員長

よろしいですか。他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大野委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第5号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大野委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。以上で当委員会に付託されました案件の審査は…。

持田市民窓口課長。

○持田市民窓口課長

先ほど、議案の第6号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について、のところですけれども、後藤敦志議員からご質問のありました証明書の一通あたりの原価について、補足の説明をさせていただきます。

先ほど一通あたり約1,000円という話をしたところなんですけれども、実際には1,105円になりまして、その中身はコンビニ交付と窓口交付を合わせての原価の単価になります。

はい、以上補足説明になります。コンビニ交付の単価はわかりません。

○大野委員長

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして、都市経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。